

「金属盗対策法」の成立と政令のパブリック・コメントについて

本年2月には、ご多用の折「金属盗対策法」に係る説明会にご参加いただきまして、

誠にありがとうございました。

当該新法については、今年20日、特定金属くず買受業の届出制や、ケーブルカッター

等の正当な理由なき隠匿携帯の禁止等を定めた

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」（金属盗対策法）

として公布されておりますので、情報共有させていただきます。

新法の関係資料については、下記リンク先よりご確認くださいことが可能ですので、

適宜ご覧ください。

<https://www.npa.go.jp/laws/kokkai/index.html>

「金属盗対策法」のうち、犯行用具規制等の規定は本年9月1日から施行予定のところ、

その対象となる工具を定める政令案について、意見を公募する手続（パブリック・コメント）が開始されておりますので、そのリンクも以下掲載いたします。

なお、掲載されている政令案は現時点の案であり、確定したものではないことにご留意

いただきたい旨警察庁より案内がございました。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=120250013&Mode=0>

業務に基づく工具の携帯については規制の対象外となりますが、内容につき不明点等がございました場合には、パブリック・コメントの意見提出フォー

ムから御連絡いただく方法、下記の警察庁担当者まで直接ご連絡いただく方法のいずれ

れでも構わないとのことですので、あわせてご案内いたします。

【担当】

警察庁生活安全企画課

所司 k.shoshi.j7.m2@npa.go.jp

三川 r.sankawa.a7.dm@npa.go.jp